

○国土交通省告示第 号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十一条第三項の規定に基づき、同令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を次のように定める。

平成十九年 月 日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

建築基準法施行令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令第八十一条第三項の規定に基づき、同令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準は、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第二項第一号ロ(2)の規定により国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分について当該構造であることを確かめることができるものとして国土交通大臣が指定した構造計算の基準とする。

## 附 則

この告示は、平成十九年六月二十日から施行する。